

認定計画承継申請書（届出書）

年 月 日

総務大臣 殿

電波法第 27 条の 16 において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、認定開設者の地位を承継したので、同法第 27 条の 16 において準用する同法第 20 条第 9 項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

電波法第 27 条の 16 において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

電波法第 27 条の 16 において準用する同法第 20 条第 3 項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

（注 1）

記

1 申請（届出）者（注 2）

住 所	都道府県－市区町村コード [ ]
	〒 ( - )
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
	印

2 承継に係る認定計画（注 3）

① 認定の番号	
② 認定の年月日	
③ 認定開設者の氏名、商号又は名称	
④ 認定の有効期間	

3 電波法第 27 条の 13 第 5 項に規定する欠格事由（注 4）

有 無

4 各手続に係る個別事項（注 1）（注 5）

電波法第 27 条の 16 において準用する同法第 20 条第 2 項による手続

① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

- ② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日
- ③ 合併又は分割の理由
- ④ 認定開設者の地位の承継を必要とする理由
- ⑤ 事業計画（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）
- ⑥ 事業収支見積り（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）
- ⑦ 無線局の運用費の支弁方法（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）
- ⑧ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）

□電波法第 27 条の 16 において準用する同法第 20 条第 3 項の規定に係る手続

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- ② 事業の譲受けの理由
- ③ 認定開設者の地位の承継を必要とする理由
- ④ 事業計画（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）
- ⑤ 事業収支見積り（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）
- ⑥ 無線局の運用費の支弁方法（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）
- ⑦ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）

5 添付書類（注1）

(1) 電波法第 27 条の 16 において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に係る手続

- 認定開設者の地位を承継した事実を証する書面
  - 相続人が 2 人以上ある場合において、その協議により認定開設者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面
- (2) 電波法第 27 条の 16 において準用する同法第 20 条第 2 項に係る手続
- 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
  - 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）
  - 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により認定開設者の地位を承継する法人の定款案

(3) 電波法第 27 条の 16 において準用する同法第 20 条第 3 項の規定に係る手続

- 事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の

場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。) )

譲受人が法人であるときは、その定款

譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

6 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	